

耐震化の促進を図るための支援策

相談体制の整備及び情報提供の充実

安心して行える耐震改修に関する相談に対応するため、建設水道部都市計画課に「耐震改修相談窓口」を設けています。また、自治会等の求めに応じ、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明する出前講座等を実施します。

住宅や建築物の耐震化や地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、地震に関するハザードマップをホームページ等で公表しています。

「くらしマップおかや」で検索！



住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

本計画における住宅の耐震化率の目標達成に向け、住宅の耐震化をより一層推進していくため、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、耐震化促進事業の具体的取り組みと支援目標を設定し、その実施・達成状況を把握、検証、公表し、対策を進めます。

住宅に関する支援

住宅の耐震化を促進するため、平成15年度から耐震診断、平成16年度から耐震改修補助事業を実施してきました。市民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、今後も昭和56年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修に対して補助していきます。

(令和7年度現在)

区分	耐震診断		耐震改修		現地建替え
対象建築物	昭和56年以前の住宅		昭和56年以前の住宅		
	木造戸建	非木造戸建	木造戸建	木造・非木造戸建	
助成内容	木造耐震診断士の派遣	耐震診断に要する経費に助成	耐震改修工事に要する経費に助成	建替え工事の除却に要する経費に助成	
補助率	費用負担なし（無料）	対象経費の2/3（上限13.6万円）	対象経費の8割（上限115万円）	対象経費の5割（上限978,600円）	

昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された住宅の対応

平成12年以前に建築された新耐震基準の在来軸組工法の木造住宅について、耐震性能の検証が適切に行われるよう、所有者等に対して周知し、その対策の実施を促していきます。

地震からのリスクを低減するための方策や日頃からの災害の備え

最終的には住宅全体の改修を想定しつつ、当面の措置として、耐震基準に満たない水準で補強する段階的な耐震改修工事の支援や、防災ベッド、シェルターの在り方の検討、感震ブレーカー設置促進、地震保険・共済への加入促進等を推進します。

岡谷市耐震改修促進計画（第Ⅳ期） （2026年度～2030年度）

概要版



令和6（2024）年能登半島地震による被害

令和8（2026）年4月策定

計画の目的

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条の規定に基づき、市内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

計画期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とし、前計画（令和3年3月に策定）に引き続き、目標値の設定や耐震化へ向けた取組みを行います。

本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として以下の建築物に対する目標を設定し、耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

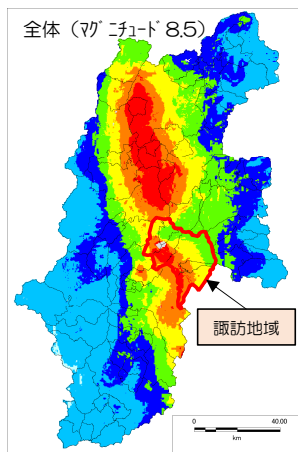
対象とする建築物	(1) 住宅
	(2) 多数の者が利用する特定建築物*

※ 階数3以上かつ1,000㎡以上の病院、店舗、事務所等。

想定される地震の被害予測

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生が想定される地震が報告されています。

また、地震調査研究推進本部によると、県内において想定される地震発生確率のうち、糸魚川ー静岡構造線で発生する地震の30年以内の地震発生確率は、もっとも高く30%と予想されています。



30年以内の地震発生確率	計測震度等の予測	岡谷市における被害*	
		全壊・焼失	半壊
0%~30%	長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。	6,310棟	6,030棟
		死者数	負傷者数
		340人	2,050人

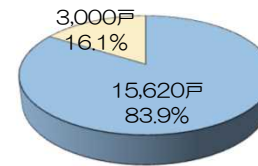
※ 建築物被害ケースが最大となるケースの被害。

耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち、耐震性を満たしているもの及び耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると15,620戸となり、市内における住宅の耐震化率は、現状で83.9%と推計されます。

同様に、多数の者が利用する特定建築物で新耐震基準で建築された棟数に、旧耐震基準で建築されたもののうち、耐震性を満たしているもの及び耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると169棟となります。従って、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で93.4%と推計されます。

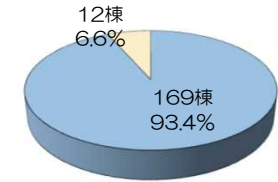
住宅における耐震化の現状※



- 耐震性を満たすもの
- 耐震性がないもの又はないと推測されるもの

※ R5住宅・土地統計調査から推計

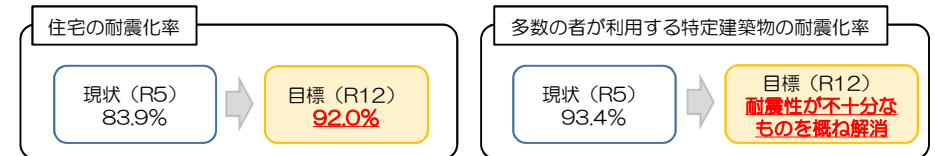
多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状



- 耐震性を満たすもの
- 耐震性がないもの又はないと推測されるもの

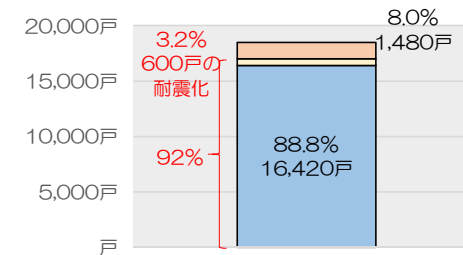
耐震化率の目標の設定

令和12年度末における耐震化率の目標を以下のとおりとします。



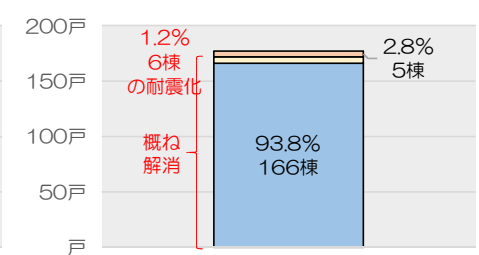
目標の達成に向けて、住宅にあつては600戸、多数の者が利用する特定建築物にあつては6棟の耐震改修がそれぞれ必要となります。

令和12年までに耐震改修が必要となる戸数



- 耐震性が不十分なもの
- 令和12年までに耐震改修が必要なもの
- 耐震性を満たすもの

令和12年までに耐震改修が必要となる棟数



- 耐震性が不十分なもの
- 令和12年までに耐震改修が必要なもの
- 耐震性を満たすもの